

2021年3月期基準(2020年8月1日版)

Financial Reporting Practical Skill Examination

財務報告 実務検定 開示様式理解編

公式問題集

日本IPO実務検定協会 編

本試験サンプル問題を多数収録！

会社法改正やガバナンス・コードの導入に対応！



リンクエージ・パブリッシング

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用することは、著作者・出版社への権利侵害となり、著作権法上の例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いにおいては以下の点にご注意ください。

- ・本書の著作権は、日本 IPO 実務検定協会にございます。
- ・本書の一部または全部を、データの種類（印刷物、電子ファイル、ビデオ、インターネット等）の如何にかかわらず、複製、転載、第三者へ転売（オークション含む）する事を禁じます。

はじめに

上場企業には、株主をはじめとする多くの利害関係者に対し、決算・財務情報等を報告（財務報告＝ディスクロージャー）することが法令等により義務付けられています。その報告のしかたも法令等により細かくルールが決まっており、上場企業の経理・財務、I R、経営企画部門等、財務報告に関わる方にとって、必要不可欠な知識となっています。

財務報告実務検定・開示様式理解編は、「金融商品取引法」「証券取引所の有価証券上場規程等」「会社法」という財務報告が拠り所とする3分野を、効率的・体系的に学ぶことができるわが国唯一の試験であり、本検定試験の学習を通じて、各種ディスクロージャー書類の目的、作成要領、データの関連性のみならず、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲、体系的かつ自然に理解することができるよう設計されています。

このような特徴をもつ財務報告実務検定・開示様式理解編は、これまで多数の上場企業のディスクロージャー関連部門の方、監査法人所属の公認会計士の方々に受験いただきましたが、このほど、本検定試験の受験を志す方がより効率的に学習を進めていただけるよう、かねてからご要望の強かった公式問題集を出版させていただくことになりました。

本問題集は、重要論点をカバーするために創作された問題を中心に、一部過去問題を加えた「択一問題100問、総合問題9問」により構成されています。本問題集を学習することで、財務報告実務検定・開示様式理解編における重要な論点が一通り学習できるように工夫されています。

また、本問題集では、問題の各選択肢すべてについて、正答を導き出すのに必要十分な解説を付けています。また、「テーマ」と題し、その問題の主題について適宜図表も用いながら簡潔にまとめてあります。財務報告のルールは精緻かつ詳細なだけに、“木を見て森を見ず”となならないよう、テーマを参照することで重要な単元を確認しながら学習を進めるようしてください。

計算問題が中心となる総合問題においても、正答のみならずその計算のプロセスについてわかりやすく説明するとともに、適宜ディスクロージャーのルールも言及するようにしています。

本問題集を活用して財務報告実務を効率的に学習することで、財務報告実務検定・開示様式理解編の合格を勝ち取っていただくことを心より祈念しております。

本書の使い方

本書の構成は下記のとおりとなっております。

選択式問題

問題

1

開示書類とその根拠法令の関係

全体像

次のの中から、開示書類とその根拠法令の関係が不適切なものを1つ選択してください。

- ① (開示書類) 有価証券報告書 (根拠法令) 金融商品取引法
- ② (開示書類) 決算短信 (根拠法令) 金融商品取引法
- ③ (開示書類) 連結計算書類 (根拠法令) 会社法
- ④ (開示書類) 附属明細書 (根拠法令) 会社法

テーマ 開示書類とその根拠法令等の関係

財務報告実務検定は、金融商品取引法・適時開示・会社法に基づくディスクロージャー制度を対象としています。各ディスクロージャー制度では、次のような開示書類を作成します。

- 金融商品取引法
 - ・有価証券報告書
 - ・四半期報告書
- 適時開示
 - ・決算短信
 - ・決算説明会資料
- 会社法
 - ・(狭義の)招集通知

正解▶②

- ① ○ 有価証券報告書…金融商品取引法

有価証券報告書は、金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度において作成されます。

- ② × 決算短信…適時開示

決算短信は、証券取引所によって要請される適時開示に ジャー制度において作成されます。この適時開示は、証券上場規程を根拠規程としています。

本番試験の類似問題を掲載しています。

総合問題を解くうえでのポイントを明示しています。

問題の意図に沿った解答を導き出せるよう、計算ステップや考え方について解説しています。

本試験の類似問題のほか、過去問題を掲載しています。

試験範囲の中のどの分野に該当するのかを特定しやすいように、テーマを明示するとともに、そのテーマの概要を解説しています。

すべての選択肢について、正誤の理由を解説しています。

総合問題

問題

101

有価証券報告書

キャッシュ・フロー計算書関係注記

CAT 株の当連結会計期間の決算日は、X 5 年 3 月 31 日である。

下記資料より、有価証券報告書における(連結)キャッシュ・フロー計算書関係の注記に関する小問(1)に回答ください。

△2,000

テーマ キャッシュ・フロー計算書関係注記

連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記は、連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」と連結貸借対照表における「現金及び預金」、「有価証券」勘定の関係を示す注記事項です。
連結貸借対照表における「現金及び現金同等物」の△2,000

《解答・解説》

連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記は下記のようになります。

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に
掲記されている科目の金額との関係(X 5 年 3 月 31 日)

現金及び預金	20,000
有価証券	15,000
計	35,000
預入期間が 3 ヶ月を超える定期預金	△500
MMF を除く有価証券	△5,000
現金及び現金同等物	29,500

小問(1) □ 20,000 百万円

「現金及び預金」並びに「有価証券」は、連結貸借対照表上の金額をそのまま記入します。

■選択式問題の学習方法

財務報告実務に関する知識が浅い方は、まず「テーマ」を読み、当該問題が属する分野の概要をつかんでから問題にあたることをお勧めします。また、当該分野についてより深く、幅広い知識を身に付けていただくには、適宜「財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキスト」(弊社刊、以下公式テキスト)の該当箇所を参照してください。

財務報告実務に関し一定の知識・経験を有する方は、まず問題を解いた上で、間違えた箇所、知識があいまいな箇所について重点的に解説やテーマを読むようしてください。それでも疑問点等が解消しない場合には、公式テキストの該当箇所を参照してください。

初学者の方

【テーマ】 → (【公式テキスト】) → 【問題】 → 【解説】

一定の知識・経験を有する方

【問題】 → 【テーマ】 → 【解説】

or

【問題】 → 【解説】 → 【テーマ】

■総合問題の学習方法

総合問題では、実際の財務報告書類の作成において必要な計算力や、各財務報告書類間の数値の整合性の理解などが求められますので、いきなり解答を見ずに、まずは自分で解答を考えてみてください。財務報告実務の知識・経験が十分でない方は、まず解説を読んでから（解説だけでは不十分な場合には、公式テキストの該当箇所を読んでから）解答を考えてみてください。

知識・経験が十分でない方

【問題】 → 【解説&公式テキスト】 → 【解答】

知識・経験が十分にある方

【問題】 → 【解答】 → 【解説&公式テキスト】

目 次

I 財務報告概論 選択式問題

[全体像]

1 開示書類とその根拠法令の関係	2
2 開示書類の関係	4
3 期末決算スケジュール	6

[金融商品取引法]

4 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度に関する法令	8
5 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度	10
6 金融商品取引法における開示内容の適正性を確保するための仕組み	12

[適時開示]

7 証券取引所における適時開示	14
8 証券取引所における開示書類	16
9 不適正な適時開示に対する措置	18

[会社法]

10 会社法上のディスクロージャー	21
11 会社法上の決算手続	23
12 会計監査人	25
13 会社法に基づく財務報告	27

[その他]

14 上場会社が証券取引所へ提出する資料・報告書	29
15 I R	31

II 財務報告各論（金融商品取引法）選択式問題

[有価証券報告書 第1 企業の概況]

16 【主要な経営指標等の推移】	34
17 【主要な経営指標等の推移】	36
18 【沿革】	38
19 【事業の内容】	40
20 【関係会社の状況】	42
21 【従業員の状況】	45

〔有価証券報告書 第2 事業の状況〕	
22 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	47
23 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】、 【事業等のリスク】	49
24 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】、【事業等のリスク】、 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	51
25 【事業等のリスク】、【経営上の重要な契約等】、【経営者による財政状態、 経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	53
〔有価証券報告書 第3 設備の状況〕	
26 【設備投資等の概要】	56
27 【主要な設備の状況】	58
28 【設備の新設、除却等の計画】	60
〔有価証券報告書 第4 提出会社の状況〕	
29 【株式等の状況】、【自己株式の取得等の状況】、【配当政策】	61
30 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	64
31 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	66
32 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	74
33 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	76
〔有価証券報告書 第5 経理の状況〕	
34 【経理の状況】の冒頭	78
35 【連結貸借対照表】	80
36 【連結貸借対照表】	82
37 【連結貸借対照表】	84
38 【連結損益計算書】	86
39 【連結損益計算書】	88
40 【連結損益計算書】	90
41 【連結包括利益計算書】	92
42 【連結包括利益計算書】	94
43 【連結株主資本等変動計算書】	96
44 【連結キャッシュ・フロー計算書】	98
45 【継続企業の前提に関する事項】	100
46 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	102
47 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	104
48 会計上の変更と誤謬の訂正	106

49 (連結貸借対照表関係)	109
50 (連結貸借対照表関係)	111
51 (連結貸借対照表関係)	113
52 (連結損益計算書関係)	115
53 (連結損益計算書関係)	117
54 (連結損益計算書関係)	119
55 (連結株主資本等変動計算書関係)	121
56 (連結キャッシュ・フロー計算書関係)	123
57 (リース取引関係)	125
58 (金融商品関係)	127
59 (有価証券関係)	129
60 (デリバティブ取引関係)	131
61 (退職給付関係)	133
62 (ストック・オプション等関係)	135
63 (税効果会計関係)	137
64 (資産除去債務関係)	139
65 (賃貸等不動産関係)	141
66 【セグメント情報】	143
67 【セグメント情報】	145
68 【関連当事者情報】	147
69 (1 株当たり情報)	149
70 (重要な後発事象)	151
71 【社債明細表】	153
72 【借入金等明細表】	155
73 連結財務諸表の【その他】	157
74 【貸借対照表】	159
75 【貸借対照表】	161
76 【損益計算書】	163
77 【株主資本等変動計算書】	165
78 財務諸表注記	167
79 財務諸表の【附属明細表】	170
80 【主な資産及び負債の内容】	172

[四半期報告書]	
81 四半期報告書	174
82 四半期報告書（定性的情報）	176
83 四半期報告書（経理の状況）	178
[内部統制報告書]	
84 内部統制報告書及び内部統制監査報告書	180
[臨時報告書]	
85 臨時報告書（議決権行使結果）	182

III 財務報告各論（適時開示）選択式問題

[決算短信]	
86 決算短信	186
87 決算短信	188
88 決算短信（サマリー情報）	190
[四半期決算短信]	
89 決算短信及び四半期決算短信	192
90 四半期決算短信	194
[適時開示]	
91 適時開示	197
92 適時開示	199
[コーポレート・ガバナンス報告書]	
93 コーポレート・ガバナンス報告書	201

IV 財務報告各論（会社法）選択式問題

[招集通知及び事業報告]	
94 株主総会の招集通知及び事業報告	204
95 事業報告	206
96 事業報告	208
[計算書類等]	
97 計算書類等	210
98 計算書類等	213
99 監査報告書	216

総合問題

100 キャッシュ・フロー計算書関係注記	220
101 退職給付関係注記	224
102 税効果会計関係注記	229
103 1株当たり情報注記	233
104 決算短信サマリー情報（配当の状況）	238
105 生産、受注及び販売の実績	242
106 製造原価明細書	246
107 外貨建有価証券	252
108 引当金	256

証券取引所における開示書類に関して、次の選択肢の中からもっとも適切なものを1つ選びなさい。

- ① 決算短信には、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付する必要はない。
- ② 決算短信の提出に先立ち、会社法上の決算承認の場合は役会を開催しなければならない。
- ③ 決算短信は全ページにつきXBRLファイル化して提出することとなる。
- ④ コーポレート・ガバナンス報告書は、上場会社がコーポレート・ガバナンス・コードの各原則をどのような方針に基づいてどのような体制で遵守しているかを示す投資家向け開示資料である。

テーマ 証券取引所における開示書類

証券取引所の開示書類のうち決算短信は、証券取引所上場会社に求める開示書類の1つであり、年度決算の状況について情報開示するものです。

構成	・サマリー情報 ・添付資料
監査手続	監査対象はない (決算短信に含まれる財務諸表部分について、有価証券報告書に先立って監査しているのが実態)
決算承認	会社法上の取締役会(いわゆる決算取締役会)の承認事項ではない
提出方法	TDnet登録
提出ファイル	サマリー情報…XBRL及びPDF(サマリー情報のみ、全文)添付資料(財務諸表)…XBRL、全文PDF (添付資料(財務諸表以外)…全文PDF)

正解▶①

① 決算短信と監査手続

公認会計士又は監査法人は、有価証券報告書の監査に先立って、決算短信の財務諸表部分を中心に実質的には監査を行っているのが通常です。しかし、法律上あるいは証券取引所の有価証券上場規程上、決算短信に監査報告書の添付が義務付けられているわけではありません。決算短信のサマリー情報にも、決

算短信には監査が不要であることを開示することが求められています。

② × 決算短信の承認手続

決算短信は、その公表にあたって会社法上の決算取締役会の承認を経る必要はありません。証券取引所は適時開示の考え方にしてしまって、決算内容が定まった場合には直ちに公表することを求めていました。もちろん、財務報告における内部統制の観点から、社内手続として決算短信の公表前に取締役会の承認を経ることを妨げるものではありません。

③ × 決算短信のファイル形式

決算短信のうちサマリー情報は、TDnet の XBRL ファイル作成機能を用いて登録・提出が必要なほか、(連結) 財務諸表についても XBRL ファイルでの提出が求められています（なお、TDnet には財務諸表の XBRL ファイル作成機能はありません）。しかしながら、添付資料を含む全ページの XBRL ファイルで提出することが求められているではありません。財務諸表を除く添付資料の部分は、全文 PDF ファイルでの提出が必要とされています。

④ × コーポレート・ガバナンス報告書

コーポレートガバナンスコードは、上場会社の実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を目的とした規範であり、5つの基本原則、30の原則及び38の補充原則の計73の原則からなります。「独立社外取締役2名選任」「政策保有株式のリストアリターンの誓約」「投資家との対話（エンゲージメント）」など、上場会社が遵守すべき規範が盛り込まれています。東京証券取引所を例にすると、東証一部・二部に上場している企業には73の原則すべてが、また、マザーズ（ASDAQ）に上場している企業には5つの基本原則のみが適用されます。

上場会社は自社で適用される原則を順守しないのであればその旨を投資家に説明しなければなりません。その説明に用いられる媒体が、コーポレート・ガバナンス報告書になります。コーポレート・ガバナンス報告書にはコードで開示が求められている11の事項も記載することになります。もっとも、コーポレート・ガバナンス報告書ではコードの各原則を「どのようにして」遵守しているのかの説明を求められていません。そこで問題文は、「各原則をどのような方針に基づきどのような体制で順守しているかを示す」としている点で誤りです。

有価証券報告書の連結損益計算書に関して、適切と思われる選択肢を1つ選びなさい。

- ① 仕入及び販売に関する通常負担すべきさまざまなリスク（瑕疵担保、在庫リスクや信用リスクなど）を負っていない取引に関しては、収益の総額表示は適切でない。
- ② 株式交付費や社債発行費は、販売費及び一般管理費に計上する。
- ③ 有価証券売却益は、必ず営業外収益の区分に記載される。
- ④ 法人税等の更正による納付税額があれば、特別損失に計上する。

テーマ 【連結損益計算書】

有価証券報告書の連結損益計算書は連結財務諸表の一つで、企業集団における経営成績を表します。連結損益計算書の表示においては、連結財務諸表規則に詳細に規定されています。まず、式について、連結財務諸表規則第五号に規定されており、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失に区分した上で、二期比較により表示することとなります。売上総利益、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益といった段階利益に加え、最終利益である親会社株主に帰属する当期純利益が記載されます。連結財務諸表規則には、代表的な科目名が規定されており、開示掲記時、重要性の基準等も規定されています。

正解▶①

① 収益の総額表示・純額表示

委託販売で、収料収入のみを得ることを目的とする取引の代理人のように、一連の営業過程における仕入及び販売に関する通常負担すべきさまざまなリスク（瑕疵担保、在庫リスクや信用リスクなど）を負っていない場合には、収益の総額表示は適切でないとされています（企業会計基準委員会実務対応報告第17号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」4）。

② × 営業外費用

資金調達に関する費用は営業外費用の区分に計上します。株式交付費や社債発行費は資金調達に関する費用です。よって、株式交付費や社債発行費は、営業外費用に計上します。

③ × 有価証券の売却損益

有価証券の売却損益は、保有目的区分ごと、売却の状況ごとに、営業損益、営業外損益、特別損益の区分に計上します。たとえば、売買目的有価証券の売却損益の場合、売買を主たる事業としていれば営業損益の欄に純額を示すなどり、売買を主たる事業としていなければ営業外損益の区分に純額を表示します。また、その他有価証券の売却損益の場合、臨時的な損益であれば特別損益の区分に計上し、売却に経常性が認められれば営業損益の区分に計上することとなります。よって、問題文は「必ず」営業外収益の欄に記載されるとしている点で誤りです。

④ × 税金費用

法人税等の更正、決定等による純額税額又は還付税額がある場合には、当該連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の次に、その内容を示す名称を付した科目をもって記載します。ただし、金額的重要性が乏しい場合には、当該連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税に含めて表示することもできます。いずれにしろ、特別損益に計上することはできません。

105**生産、受注及び販売の実績**

下記資料に基づき、小問(1)～(3)に答えなさい。なお、百万円未満の金額について考慮する必要はない。

○資料1

P社の有価証券報告書の【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】に記載されている生産、受注及び販売の実績の一覧を抜粋すると、次のとおりである。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
A	×××	××
B	②	××
C	×××	
合計	×××	××

(注1) 金額は、販売価格によっております。

(注2) 上記の金額には、消費税等は含まれおりません。

(2)受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
①	×	××	×××	××
B	×	××	×××	××
C	×	××	×××	××
合計	×××	××	×××	××

○資料2

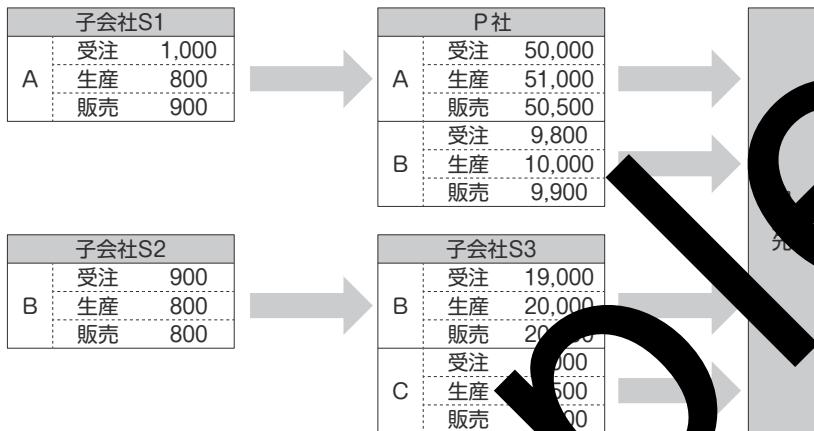
当連結グループは、親会社であるP社及び子会社S1、S2及びS3（すべてP社の100%子会社）により構成されている。

事業系会社及び各社の当連結会計年度における受注額・生産額・販売額は以下のとおりである。

なお、図中のアルファベットはセグメントを意味する。セグメント間取引はない。

また、子会社S3は子会社S2より納品された半製品（その特殊性から外販はされていない）を加工して連結グループ外へ販売している。

図中の金額はセグメント間取引の相殺消去前の金額（消費税等抜き等の金額）で、単位は百万円である。



○資料 3

P社の有価証券報告書の【セグメント別】のうち一部を抜粋すると、次のとおりである。

報告セグメント (単位:百万円)				
	A	B	C	合計
売上高 外部顧客への売上高 セグメント間の内部売上高 又は振替高	×××	×××	×××	③

① 資料1の売上高①に当てはまる金額を答えなさい。

 百万円

② 資料2の生産高②に当てはまる金額を答えなさい。

 百万円

小計：資料3の③に当てはまる金額を答えなさい。

 百万円

テーマ 生産、受注及び販売の実績

有価証券報告書の【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】の生産、受注及び販売の実績についての理解を問う問題です。

生産、受注及び販売の実績の開示に際しては、いくつかの例外も認められていることから、会社によってさまざまな開示が行われています。三号様式の記載上の注意を理解しておく必要があります。

なお、生産、受注及び販売の実績は、セグメント情報に関連づけて記載する必要があることから、経理の状況の【セグメント情報】との関連について理解しておく必要があります。

《解答・解説》

この問題は資料2の正確な読み取りができたかどうかで、大きな得点に差がつく問題といえます。

資料2のうち、連結グループ内の取引金額と連結グループ外への取引金額は次のとおりです。



また、BセグメントはP社と子会社S3にまたがっていることに注意してください。

小問(1) 百万円

セグメント A の受注実績は、P 社の 50,000 百万円のみです。

子会社 S1 は P 社から受注を受けたに過ぎません。そのため S1 の受注額 1,000 百万円を加算しては誤りとなります。

なお、資料 1において①が②より下に位置していることに留意が必要です。

小問(2) 百万円

セグメント B の生産実績は P 社の 10,000 百万円に S3 の 1,000 百万円を加算して求めることができます。

子会社 S2 の生産額は、連結相殺されるグループ内売上高に対する生産額である以上、加算する必要はありません。

小問(3) 百万円

各報告セグメントの外部顧客への売上高及び合計額は次のとおりです。

	セグメント			(単位：百万円)
	A	B	C	
売上高				
外部顧客への売上高	50,500	29,900	8,000	86,400
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-